

平成30年8月28日
道路局 国道・技術課

橋梁等の平成29年度点検結果をとりまとめ ～道路メンテナンス年報（第4弾）の公表～

平成25年の道路法改正等を受けて、平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視による点検を実施しています。

今般、4年目にあたる平成29年度の点検の実施状況や点検後の措置状況等を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめましたので、お知らせします。

<ポイント>

○平成26年以降4年間の点検実施状況は、橋梁80%、トンネル71%、道路附属物等75%と着実に進捗

○国土交通省管理の舗装や小規模附属物の点検実施状況等を初公表

○H26～28年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を講ずべき橋梁（判定区分Ⅲ・Ⅳ）における修繕に着手した割合は、現時点で国土交通省管理で約6割、地方公共団体管理で約1割

国土交通省では、点検結果を踏まえ、地方公共団体と連携して、計画的なメンテナンスを実施してまいります。

点検の実施結果等の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_h29.html

<問い合わせ先>

国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111

【全般】道路局 国道・技術課 課長補佐 吉沢 仁 (内線 37892) 直通 03-5253-8492
課長補佐 長田 英和 (内線 37893) 直通 03-5253-8492

【高速道路に関すること】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 和田 圭仙 (内線 37865) 直通 03-5253-8492

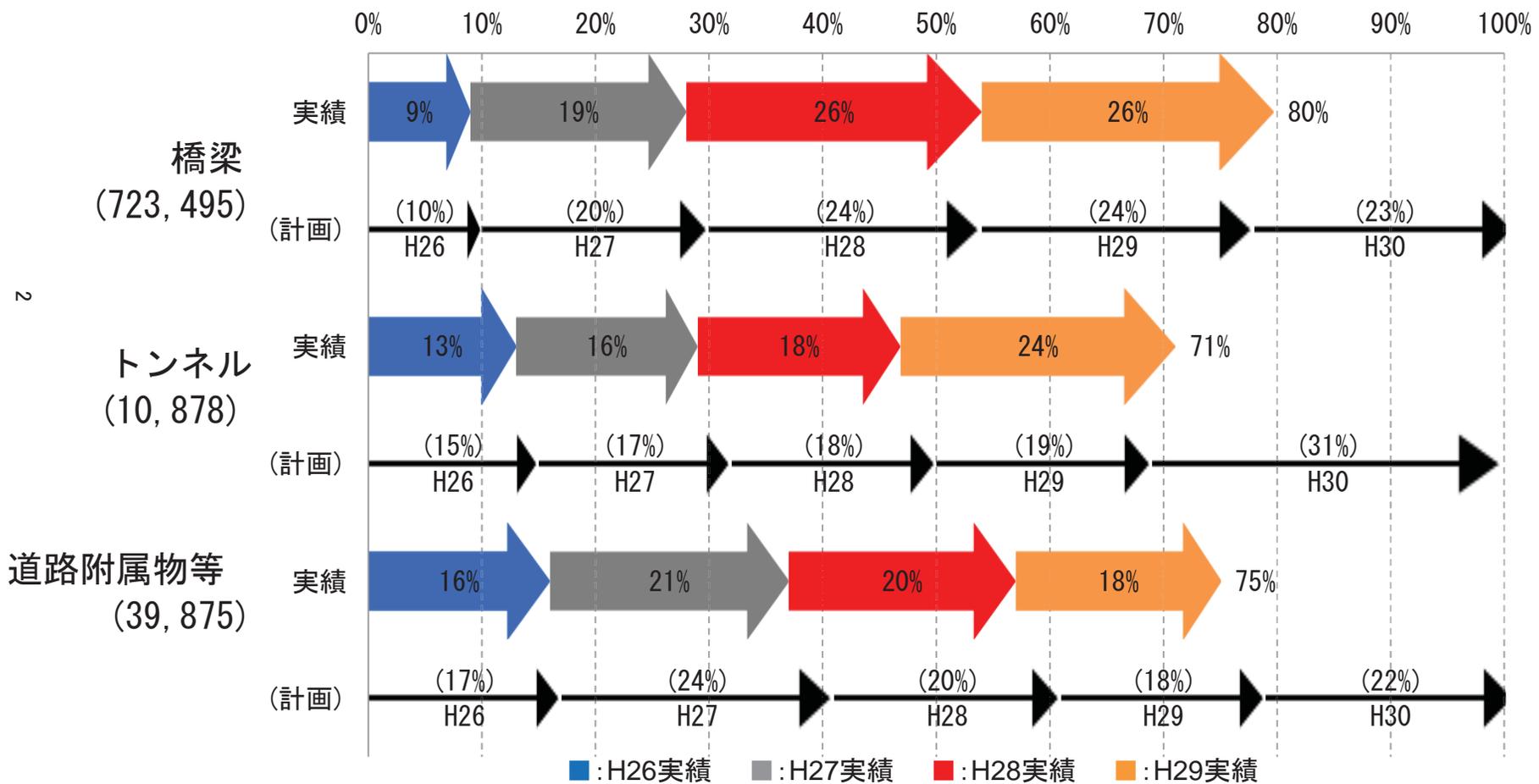
【地方道に関すること】

環境安全・防災課 課長補佐 宮本 久仁彦 (内線 38142) 直通 03-5253-8495

橋梁、トンネル等の点検実施状況

○ 平成26年以降4年間の点検実施状況は、橋梁80%、トンネル71%、道路附属物等75%と着実に進捗。

平成26～29年度の点検実施状況



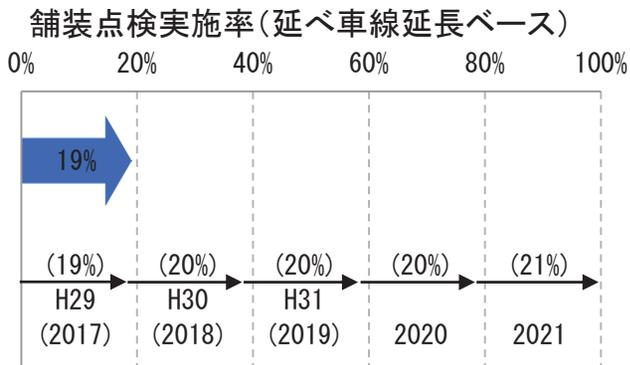
※()内は施設数

※道路附属物等: シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

舗装・小規模附属物の点検実施状況

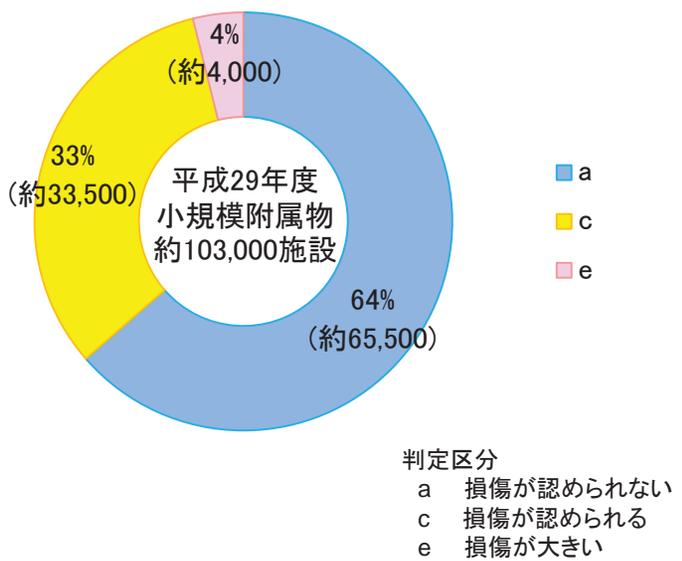
- 国土交通省の管理する道路において、平成29年度の舗装の定期点検実施状況は、19%と着実に進捗。
- 国土交通省の管理する小規模附属物においては、平成29年度内に約1割の施設で定期点検を実施。

舗装



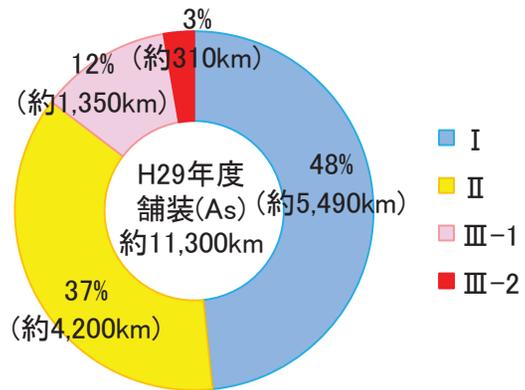
小規模附属物

小規模附属物点検結果
損傷度の判定区分割合



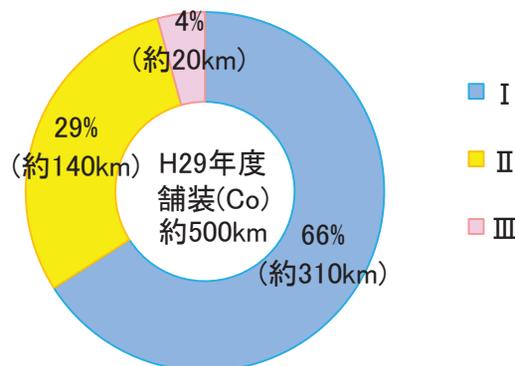
※延べ車線延長: 点検対象となる車線延長の合計

アスファルト舗装の健全性判定区分
(延べ車線延長ベース)



- 判定区分
- I 健全
 - II 表層機能保持段階
 - III-1 修繕段階(表層等修繕)
 - III-2 修繕段階(路盤打換等)

コンクリート舗装の健全性判定区分
(延べ車線延長ベース)



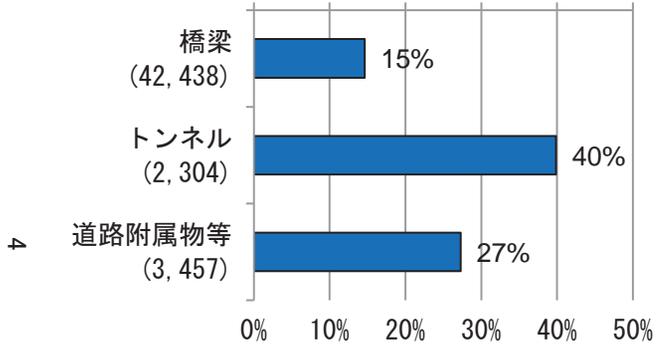
- 判定区分
- I 健全
 - II 補修段階
 - III 修繕段階

※小規模附属物: 標識(門型を除く)、照明施設等

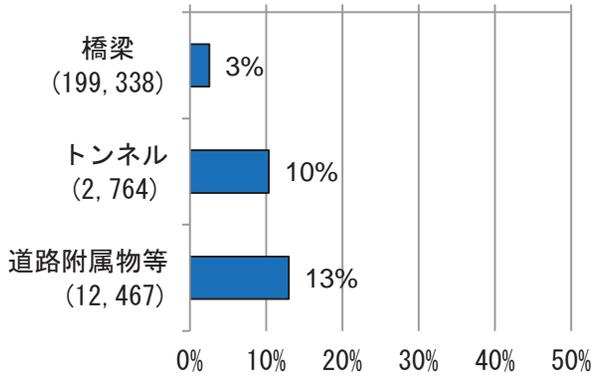
措置の状況

- 平成26～28年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を講ずべき橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、現時点で、国土交通省管理で62%、地方公共団体管理で10%程度。
- ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型(判定区分Ⅱ)の修繕に移行する必要があるものの、現時点では事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の修繕よりも予防保全型の修繕に着手した割合は低い状況。

事後保全型(判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕)
(H26～H28)



予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)
(H26～H28)



Ⅲ・Ⅳ判定の橋梁における点検年次別修繕着手率

管理主体	点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率 (B/A)					
				0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	H26	765	572	75%					
	H27	548	342	62%					
	H28	684	319	47%					
高速道路会社	H26	298	180	60%					
	H27	397	132	33%					
	H28	479	110	23%					
都道府県・政令市等	H26	3,528	471	13%					
	H27	4,135	414	10%					
	H28	4,873	288	6%					
市町村	H26	5,130	1,064	21%					
	H27	9,550	1,223	13%					
	H28	12,051	1,089	9%					

Ⅱ判定の橋梁における修繕着手率

管理主体	点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率 (B/A)					
				0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	H26～28	7,225	1,808	25%					
高速道路会社	H26～28	10,893	290	3%					
都道府県・政令市等	H26～28	53,172	566	1%					
市町村	H26～28	128,048	2,413	2%					

※平成26～28年度に判定区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと診断された施設のうち、修繕(設計を含む)に着手した割合(H29年度末時点)
 ※判定区分 I:健全、II:予防保全段階、III:早期措置段階、IV:緊急措置段階

近畿版道路メンテナンス年報の概要

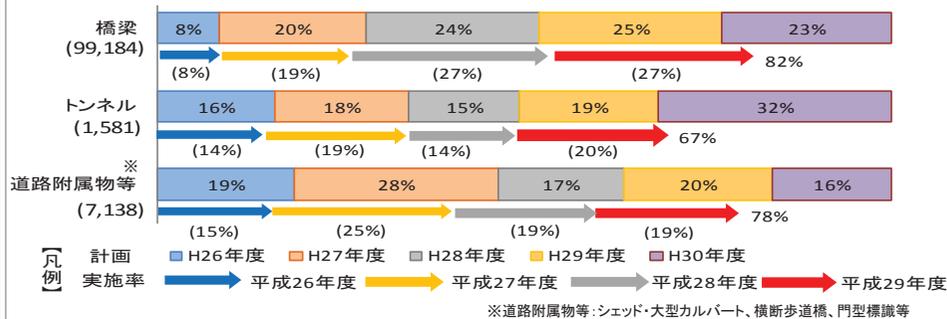
- 平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として健全性を4段階に診断することとしています。
- 上記点検は着実に進捗しており、一巡目の最終年となる平成30年度に全ての橋梁、トンネル等の点検を実施する予定です。この他、国土交通省においては舗装の健全性を判定する点検を、平成29年度から5年に1回の頻度で実施しています。
- 地方公共団体管理施設における点検後の修繕着手率は、国土交通省管理施設の修繕着手率に比べ低い状況にあります。

点検実施状況と点検結果(平成26~29年度累計)

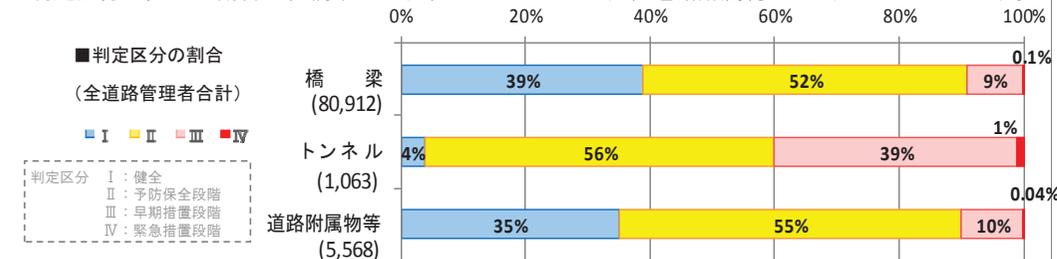
累積点検実施率及び点検結果(全体)

○ 平成26~29年度の累積点検実施率は、橋梁 82%、トンネル67%、道路附属物等 78%となっています。

■ 5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



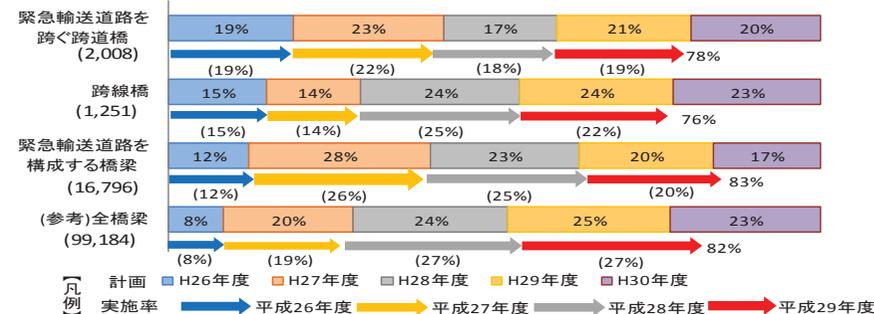
○ 判定区分Ⅲ、Ⅳの割合は、橋梁で 9%、トンネルで 40%、道路附属物で 10%となっています。



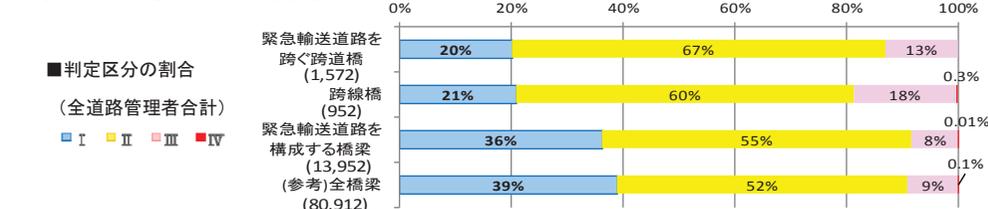
累積点検実施率及び点検結果(緊急輸送道路及び跨線橋等)

○ 平成26~29年度の累積点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋 78%、跨線橋 76%、緊急輸送道路を構成する橋梁 83%となっています。

■ 緊急輸送道路及び跨線橋等の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



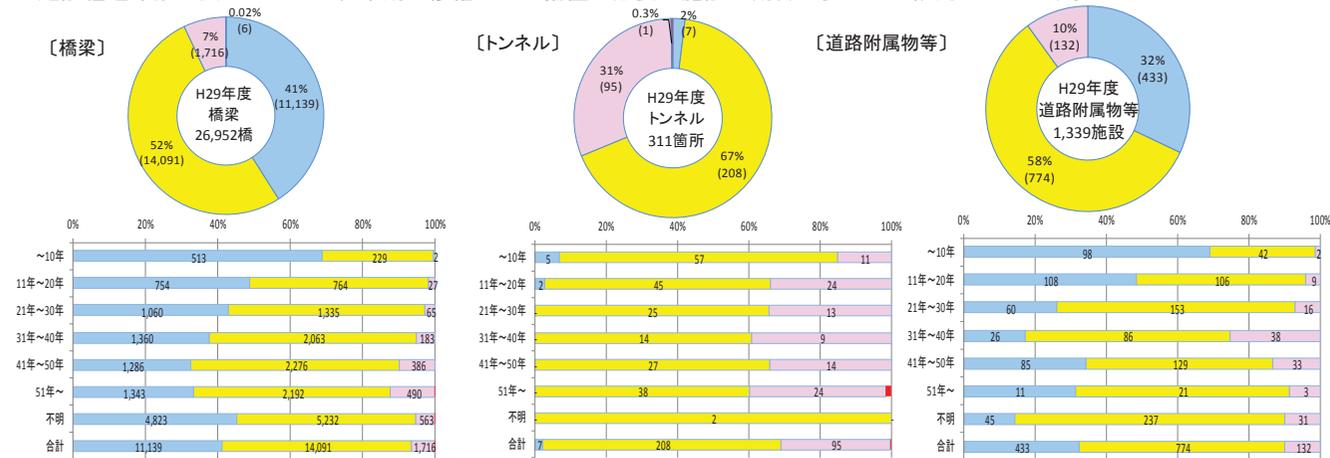
○ 判定区分Ⅲ、Ⅳの割合は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋で 13%、跨線橋で 18%、緊急輸送道路を構成する橋梁で 8%となっています。



点検結果(平成29年度)(全体)

○ 建設経過年数が長くなるほど、早期に修繕などの措置が必要な施設の割合が多くなる傾向があります。

■ 判定区分と建設経過年数(全道路管理者合計)



【参考】修繕・措置の状況(平成26~28年度点検施設)

- 事後保全型の修繕に比べ、予防保全型の修繕は進んでいない状況です。
- 国の管理する施設は、事後保全型の修繕に橋梁62%、トンネル84%に着手していますが、都道府県政令市及び市町村における事後保全型の修繕は6~20%と低い状況です。

